



事業系搬入ゴミ秋のPR強化月間

1. 道路にゴミを落とさない・・・

ゴミの運搬は、荷台のゴミをシートやアミ等でしっかり覆い道路にゴミを落とさないよう、注意して運搬しましょう。

ロープなどで縛る場合は、隙間からゴミが落ちないように、また、ダンボールや袋の口が開いて風でゴミが飛ばされないように、しっかり口をガムテープなどで止めましょう。(スピードは控えめに・・・風の強い日は特に・・・)

ゴミの飛散は、道路沿いの田畑にゴミが飛んで**地域の皆さんに大変な迷惑**をかけることとなりますので、十分注意して運搬して下さい。

2. ゴミは自分の責任で降ろす・・・

ゴミは、搬入者が自分で係員が指示する場所へ安全に降ろすのが原則になっています。

係員は、補助的にお手伝いしますが、必ずしもお手伝いすることができない場合もあります。

係員の指示に従い、怪我や事故のないように他の車両に十分注意してゴミを降ろして下さい。

(運搬を業とする許可業者の車両は、安全対策上補助業務は行ないません。)

3. ゴミは適度の重さ大きさに・・・

ダンボールや袋、ポリ容器などにゴミを入れて搬入する場合は、**ゴミ1個の重さが約20キログラム程度**、また、ダンボールやポリ容器は**容量40%**程度の大きさに、一人でも容易に降ろすことができる重さ、大きさにして下さい。**重たいゴミや大きなゴミ**は、降ろすときに**腰痛やゴミピットへの転落事故**につながります。

書類などはファイルの**金具**をはずして下さい。紐とじの場合も紐を切ってゴミが束にならないようにして下さい。ダンボールなどは、なるべく口を開いてピットに投入して下さい。

4. 事業系ゴミはリサイクルして減量・・・

大型店舗や事業所等の事業系一般廃棄物は、事業主の責任で減量化やリサイクルに努めなければなりません。自分でリサイクルできるゴミは、リサイクル業者に引き渡してゴミの減量化に努めて下さい。

5. ゴミは分別して搬入・・・

搬入するゴミは、収集するゴミと同じく「**もえるゴミ**」「**もえないゴミ**」に分別して搬入して下さい。また、**危険ゴミ**(プロパンボンベ・消火器・廃油ほか)など**搬入できないゴミ**もありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

「もえるゴミ」は、**焼却炉**で**燃やして**処理します。「もえないゴミ」は、**回転破砕機**で**破砕して**処理します。

ダンボール、本、雑誌などは一時保管し、リサイクルセンターに運んで**リサイクル**します。

6. 埋立地への搬入・・・

「**燃やす**」ことも「**破砕**」することもできないゴミは、埋立地で**埋立**処理します。

係員が**ゴミ**を確認します。係員の**指示がないまま埋立地にゴミを搬入することはできません**。

7. 日曜日は搬入できません・・・

毎月第2日曜日は、**一般家庭を対象**として、日常、ステーションに出す事がむずかしいゴミなどを休みの日に持ってきてもらおうとする**特別制度**です。**事業系のゴミは搬入できません**。



ルールを守って安全にゴミを搬入しましょう